

中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金（再起支援型）

1 事業の内容

新型コロナウイルス感染症の拡大により事業に影響を受けている中小企業者が、令和2年4月7日から令和3年1月15日までの期間に実施した、非対面型ビジネスモデル構築、感染症拡大防止、ITサービス導入、生産設備等導入又はビジネスモデル転換に要する経費の一部を県が補助します。

※4月7日から5月31日まで事業に取り組み、経費の精算をすることで事業の完了を希望する場合は、中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金（緊急支援型）をご利用ください。なお、「緊急支援型」と「再起支援型」の重複申請はできません。

2 補助対象となる事業者

県内の事業所で補助事業を実施する中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。創業まもない中小企業者においては、4月6日までに開業届を提出し、かつ、事業実態（売上、仕入等が発生していること）がある者が対象となります。

なお、系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者も含む）は対象となりません。

（中小企業者の定義）

業種 (業種分類は、日本標準産業分類に基づきます。)	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業・建設業・運輸業 その他の業種（②～⑦を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業（⑤～⑦を除く）	1億円以下	100人以下
③ サービス業（⑤～⑦を除く）	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業（⑤～⑦を除く）	5,000万円以下	50人以下
⑤ ゴム製品製造業 ^(※)	3億円以下	900人以下
⑥ ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦ 旅館業	5,000万円以下	200人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業は除く。

3 補助対象事業等

補助対象となる事業は、次に掲げる事業とします。

※①、②、③、④の事業は合わせて申請することはできません。また、同一内容で国、県及び市町村等が助成する他の制度と重複する補助事業で実施していないこと。

区分	内容	取組事例	補助率	補助上限額
①非対面型ビジネスモデル構築事業・感染症拡大防止事業	非対面に直接的・間接的に寄与する商品・サービスの開発又は提供とそれに係る広報を実施する事業 感染症拡大を防止する消耗品等を購入する事業	・デリバリーサービス利用やテイクアウト用窓口設置等非対面ビジネスモデル構築 ・つい立、ビニールカーテンの取り付け、フェイスシールド等による感染症拡大防止対策 など	補助対象経費の3/4以内	100万円
②ITサービス導入事業	業務効率の向上に資するITサービスを導入する事業	・WEB会議システム、会計ソフトの導入 など		100万円
③生産設備等導入事業	既存設備の効率化や生産能力の向上に資する機械設備（その設備を稼働させる上で必要不可欠な設備を含む）を導入する事業	・個包装のラッピングの設備、搬送用ロボットの導入 など		200万円
④ビジネスモデル転換事業	新たな商品の開発又は生産、新サービスの開発又は提供、商品の新たな生産又は販売方式を導入する事業	・自動車部品製造業を行っていたが、福祉介護用品製造に参入するための製造設備の導入 など		5,000万円 ※補助対象経費500万円以上の投資が必要

4 補助対象経費

補助対象となる経費は、次のとおりです。

経費区分	対象経費
①非対面型ビジネスモデル構築事業・感染症拡大防止事業	広告宣伝費（販売促進費）、機械装置等費、ITサービス導入費、消耗品等費、開発費、雑役務費、借料、設備処分費、運搬費、委託費、外注費

経費区分	必須経費	任意経費
②ITサービス導入事業	ITサービス導入費	機械装置等費、開発費、借料、委託費、外注費
③生産設備等導入事業	機械装置等費	ITサービス導入費、開発費、借料、設備処分費、委託費、外注費
④ビジネスモデル転換事業	機械装置等費	ITサービス導入費、開発費、借料、設備処分費、委託費、外注費

5 申請要件

- (1) 新型コロナウイルス感染症による事業環境への影響を乗り越えるために取り組む事業であること
- (2) 営業許可等を受けている、又は補助事業実施までに許可等を取得する見込みがあること。（行政庁の許可等の必要な業種を行う場合）
- (3) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に該当しないこと。

6 申請について

公募期間	令和2年5月22日（金）～6月30日（火）
申請方法	郵送（6月30日（火）消印有効）

7 採択について

一定の審査基準に基づき申請内容の審査を行った上で交付決定します。

8 補助金の交付決定等

審査の結果、補助金の交付を決定した事業者には「交付決定通知書」、それ以外の事業者には「不交付決定通知書」を郵送します。補助の対象となる事業は、令和2年4月7日（火）から令和3年1月15日（金）までに実施した事業のみです。事業の実施には、発注書・納品書・請求書等の経費支出関係書類の作成・発行や、経費の支払いも含まれます。令和2年4月6日（月）以前や令和3年1月16日（土）以降に事業を実施したものは補助の対象となりません。

県から交付決定通知書の受理後に、所定の実績報告書類を提出していただきます。

実績報告書類の審査により、適正に補助事業が行われたことを確認できた場合のみ、補助金を交付します。

9 売上高などの県への報告

売上高、売上総利益、経常利益（個人事業主の場合は当期所得）を2年間（ビジネスモデル転換事業は5年間）県へ報告していただきます。

申請・問合せ先

神奈川県中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金班

〒231-0015 神奈川中小企業センター内郵便局留

電話番号 (070) 1187-0382, (070) 1187-1304, (070) 1187-0464, (070) 1187-0549, (070) 1187-0564